

## コーポレート・ガバナンスの状況について

### 基本的な考え方

当行は、長期安定的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として認識し、株主の皆さまやお客さまをはじめ、地域社会、お取引先、従業

員等の全てのステークホルダーと良好な関係を築くとともに、取締役・監査役制度を軸に迅速で透明性を重視した企業経営に努めております。

### 施策の実施状況

当行の取締役会は、7名の取締役で構成（平成25年7月1日現在）され、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、業務執行に対する監督機能を果たしております。

また、業務執行の迅速化及び機能化を目的に、平成14年1月より「執行役員制度」を導入するとともに、主に常務執行役員以上で構成する「経営会議」を設置（原則月3回開催）し、経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めております。

当行は監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役（平成25年7月1日現在）からなる監査役会が取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに、監査部による内部監査を実施しているほか、顧問弁護士及び会計監査人より、専門的な視点に基づく助言等を受けております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当行との間にはいずれも特別な利害関係はありません。

業務執行・経営の監視の仕組みについては、以下の図のとおりであります。

